

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱

平成28年3月31日制定

今治市要綱

（目的）

第1条 この要綱は、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市外からの移住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図り、「若者人材」の確保及び定着を促進するため、市外から移住する者が住宅の新築又は購入に要する経費等に対し、予算の範囲内で、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 移住者 第6条に規定する新築又は購入計画の申請を行う前5年間の間に市外（日本国内に限る。）から転入した者又は住宅の新築又は購入後に転入しようとする者で、転入前の5年間に本市に住民登録のない者をいう。
- （2） 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、自らが居住するための家屋又は独立して住居の用途に供することができる家屋の一区分をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、移住者であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、過去にこの要綱又は今治市移住支援事業費補助金交付要綱（令和3年今治市要綱）に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

- （1） 住宅の新築又は購入に係る契約を行い、当該住宅の所有権を有する者（当該住宅の2分の1以上の持ち分を有する者を含む。）又はその配偶者
- （2） 第6条に規定する新築又は購入計画の申請を行う時点で、同居する世帯員のうち少なくとも1人が50歳未満である者
- （3） 世帯全員に、前住所地を含め市町村税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村税をいう。）等の滞納がない者
- （4） 取得した住宅に5年以上定住することを誓約する者
- （5） 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者

（補助対象事業等）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内に居住

することを目的に新たに住宅を新築又は購入する事業とする。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1記載のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する住宅の新築又は購入に要する経費は、補助の対象としない。

(1) 今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金確定通知を受けた日から5年を経過していない住宅

(2) 補助対象者の配偶者及び補助対象者を含んだ同一世帯の世帯員の三親等内の親族から取得した住宅

(3) 住居の用途に供する部分の面積が延べ床面積の2分の1以下の住宅

(4) 過去にこの要綱に基づく補助の対象となった住宅のうち、補助金等の交付を受けた日から5年を経過していない住宅

(子育て奨励金)

第5条 市長は、補助対象事業を実施する者が第11条に規定する補助金の申請を行う際、補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、現に同居する世帯員に18歳未満の者（ただし、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む）がいる場合は、その者1人につき、10万円を子育て奨励金として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、奨励金は、50万円（別表第2に定める地域については、70万円）又は補助対象経費のいずれかの少ない額から前条の規定による補助金額を差し引いた額を上限とする。

(計画の申請及び認定)

第6条 市長は、補助金及び奨励金（以下「補助金等」という。）の交付を受けようとする者から当該住宅の新築又は購入計画が、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画認定申請書（別記様式第1号）の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画認定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、その内容が不適当と認めるときは、その旨を住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画不認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前条に規定する新築又は購入計画の認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、同条に定める認定を受けた新築又は購入計画（以下「認定計画」という。）の変更をしようとするときは、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画変更承認申請

書（別記様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

（事業の完了）

第8条 認定者は、認定計画に基づく事業（以下「認定事業」という。）が完了したときは、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金認定計画完了届（別記様式第5号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に届け出なければならない。

- （1） 世帯全員の住民票
- （2） 取得費用の支払の根拠となる書類（領収書、通帳等の写し）
- （3） 住宅の保存登記又は所有権移転登記の写し
- （4） 住宅の現況写真
- （5） 住宅の位置図及び宅内見取図
- （6） その他市長が必要と認める書類

（事故の報告）

第9条 認定者は、認定事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は認定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金事故報告書（別記様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（新築又は購入計画の認定の取消し）

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定計画を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- （2） 認定と異なる建設又は購入を行ったとき。
- （3） この要綱の規定に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適當であると認めるとき。

（交付申請）

第11条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付申請書（別記様式第7号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該申請は、第8条に規定する住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金認定計画完了届を提出した後でなければ、することができない。

- （1） 定住誓約書兼調査同意書（別記様式第8号）
- （2） 納税証明書又は非課税証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付決定通知書（別記様式第9号。以下「交付決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、その内容が不適当と認めるときは、その旨を住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補助金等の支払)

第13条 補助金等は前条の規定により交付すべき補助金等の額を決定した後に支払うものとする。

2 認定者は、前項の規定により補助金等の支払を受けようとするときは、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 取得した住宅を補助金等の交付を受けた日から5年を越えない間に取り壊し、第三者に賃貸し、又は売却したとき。

(4) 補助金等の交付を受けた日から5年を越えない間に世帯全員が転居又は転出したとき。

(補助金等の返還)

第15条 市長は前条の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に対し、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金返還命令書（別記様式第12号）により、返還を命ずることができる。この場合において、同条第3号及び第4号の規定に該当する補助金等の返還額については、補助金交付決定後の経過年数により別表第2のとおりとする。

(報告及び実地調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは申請者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日今治市要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の今治市移住促進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月31日今治市要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年4月1日今治市要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表第 1 （第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
移住者住宅取得支援事業	住宅の新築又は購入に要する経費（土地購入費を除く。）	補助対象経費の 1/10 又は 30 万円のいずれか低い額（1,000 円未満の端数切捨て）

別表第 2（第 5 条関係）

		地域
① 人口減少率が著しい地域		九和小学校区に属する地域
		菊間小学校区に属する地域
		亀岡小学校区に属する地域
		吉海小学校区に属する地域
		宮窪小学校区に属する地域
		上浦小学校区に属する地域
		大三島小学校区に属する地域
		岡村小学校区に属する地域
② 国の地域振興関連法において指定する地域	(ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第44条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）	旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の地域
	(イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域	旧龍岡村の地域
	(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施域	来島、小島、馬島、比岐島、津島、鵜島、大下島、小大下島

別表第 3（第15条関係）

補助金交付決定後の経過年数	返還すべき補助金等の額
1 年未満	補助金交付額の全額（1 0 0 %）
1 年以上 2 年未満	補助金交付額の 8 0 %
2 年以上 3 年未満	補助金交付額の 6 0 %
3 年以上 4 年未満	補助金交付額の 4 0 %
4 年以上 5 年未満	補助金交付額の 2 0 %

別記様式第1号（第6条関係）

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画認定申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業の認定を受けたいので申請します。

1 事業区分 (該当するものに○)	①移住者住宅取得支援事業 (別表第2に定める地域で実施するもの)			
	②移住者住宅取得支援事業 (別表第2に定める地域以外で実施するもの)			
2 認定申請額	補助金額(A)			円
	子育て奨励金額(B)			円
	(A)と(B)の合計額 ※事業区分①の場合70万円, ②の場合は50万円が上限			円
3 予定経費の総額	円	左記のうち補助対象外費用		円
		(内訳)	土地の取得	円
			その他()	円
4 物件の区分 (該当するものに○)	() 新築住宅 () 中古住宅 () 建売住宅 () 分譲マンション			
5 事業実施場所 (物件の所在地)	今治市			
5 事業着手・完了 予 定 年 月 日	事業着手日		年 月 日	
	完了予定日		年 月 日	
7 移住開始(予定)日	年 月 日			
8 移住予定の世帯員 の氏名・続柄及び 年齢 うち移住者以外の 者	氏 名 (続柄)	年齢	氏 名 (続柄)	年齢
	()		()	
	()		()	
	()		()	
	()		()	
8 備 考				

別記様式第2号（第6条関係）

記号第 号
年 月 日

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画認定通知書

住 所
氏 名 様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画については、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第6条の認定基準に適合していると認められるので通知します。

別記様式第3号（第6条関係）

記号第 号
年 月 日

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画不認定通知書

住 所
氏 名 様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画については、次のとおり不認定としたので通知します。

記

1 不認定とした理由

別記様式第4号（第7条関係）

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金新築又は購入計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 記号第 号をもって認定を受けた計画の内容
容に変更が生じたので、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第7条の規定によ
り、変更承認を申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

変更前	変更後

3 添付書類 計画の変更内容が確認できる図面等

別記様式第5号（第8条関係）

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金認定計画完了届

年 月 日

（宛先）今治市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第8条の規定により、認定を受けた事業（認定番号 年 月 日記号 第 号）が以下のとおり完了したので届け出ます。

1 認定申請額	補助金額		円		
2 支払経費の総額	円	左記のうち補助対象外費用		円	
		(内訳)	土地の取得	円	
			その他()	円	
3 物件の区分 (該当するものに○)	() 新築住宅 () 中古住宅 () 建売住宅 () 分譲マンション () 空き家バンク搭載物件				
4 事業実施場所 (物件の所在地)	今治市				
5 事業着手・完了 年 月 日	事業着手日 年 月 日 事業完了日 年 月 日				
6 居住開始日	年 月 日				
7 居住予定の世帯員 の氏名・続柄及び 年齢	氏 名 (続柄)	年齢	氏 名 (続柄)	年齢	
	()		()		
	()		()		
	うち移住者以外の 者	()		()	
	()		()		
8 備 考					

※受付番号 年 月 日 第 号

※印のある欄は記入しないでください。

別記様式第6号（第9条関係）

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金事故報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 記号第 号をもって認定を受けた補助事業における事故について、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

- 1 事故の原因及び内容
- 2 事故に係る金額
- 3 事故に対してとった措置
- 4 認定事業の遂行及び完了の予定

別記様式第7号（第11条関係）

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 記号第 号をもって認定を受けた補助事業について、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

1 所在地

2 交付申請額 金 円
〔 補助金額 金 円 〕
〔 子育て奨励金額 金 円 〕

3 事業完了年月日 年 月 日

4 申請者の口座情報

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 支店							
口座種別	普通 ・ 当座							
口座番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
(フリガナ) 口座名義人	<table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>							

5 添付書類

- (1) 定住誓約書兼調査同意書（別記様式第7号）
- (2) 納税証明書又は非課税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

定住誓約書兼調査同意書

私は、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱の規定により、この補助金の交付申請にあたり、世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと、取得した住宅が同一世帯員の三親等以内の親族から取得した住宅ではないこと、補助金の交付を受けた日から5年を超えて、新たに取得した住宅の住所地に住民票を置き、生活の本拠地とすることを誓約し、今治市が住民基本台帳等で上記事項を満たしているか調査することについて同意いたします。

また、補助金の交付を受けた日から5年未満で住宅を取り壊し、第三者に貸与し、または売却した場合や転居または転出したときなど、要綱第14条に該当することとなったときは、要綱第15条の規定により補助金を返還します。

なお、今治市が指定する期日までに要綱第15条に基づく返還がなされない場合には、今治市が関係行政機関及び関係金融機関等に対し、私の所得・財産調査等を実施することに同意します。

年 月 日

申請者 住所

氏名（署名）

今治市指令記号第 号
年 月 日

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付決定通知書

住 所
氏 名 様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円
〔 補助金額 金 円 〕
〔 子育て奨励金額 金 円 〕

2 交付の条件 住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第14条のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

別記様式第10号（第12条関係）

今治市指令記号第 号

年 月 日

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金不交付決定通知書

住 所

氏 名

様

今治市長

年 月 日付けをもって申請のありました、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金については、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 補助金を交付しない理由

別記様式第11号（第13条関係）

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額	金	円
	〔 補助金額	金 円 〕
	子育て奨励金額	金 円 〕

住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金返還命令書

住 所
氏 名 様

年 月 日付けで交付した住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金について、住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり、返還してください。

年 月 日

今治市長

記

1 返還決定額 金 円
〔 補助金額 金 円 〕
〔 子育て奨励金額 金 円 〕

2 返還理由 住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金交付要綱第14条第 項
（ ）に該当

3 返還期日 年 月 日